

## 第6回動物愛護管理のあり方検討小委員会ヒアリング結果の概要

### <業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者の追加検討）>

#### 【全国ペット霊園協会】

- 我々の業種は、動物の死後も動物愛護の観点から、その尊厳に配慮した対応をしているのはもちろんだが、それ以外にも、例えば交通事故にあった動物の死体について日曜休日等で行政に連絡が取れない場合に、私たちのペット霊園なり火葬場へ遺体が持ち込まれることがあるが、冷凍処置や火葬処置をするなりして、行政が動けないときのすき間を埋めるという役目もこれまでしてきている。
- 仕事の内容は、ペットの遺体を火葬して、埋葬、供養すること。
- 私たちの仕事は、動物愛護の観点から、動物たちの尊厳に配慮した対応をしているというだけでなく、飼っていた方々の心のケアもしていると自負している（飼い主さんはペットが死んだということを心が受け入れられない状態に来るが、お骨を確認するまでの間に死を受け入れて、非常に充実した表情でお帰りになる。）。
- 悪徳業者が淘汰され、まじめな業者が生き残れるように、この動物愛護管理法の中の登録制の導入ということを含めた法規制がされるならば我々にとってありがたいこと。
- 要望事項としては、以下の4項目がある。
  - ① 移動火葬車は合法的な場所で火葬業務を行うこと。全てのペット火葬業者は関係する法律に違反しない火葬を行うよう改正法に明記してほしい。
  - ② 移動火葬車、固定火葬炉業者を問わず、登録する所在地を管轄する自治体が制定している条例を満たしていない時は、自治体は登録を拒否する制度としてほしい。
  - ③ 自治体は登録した名簿を一般に開示するような制度にしてほしい（登録済みか無登録か誰でも明瞭となるようにしてほしい。）。
  - ④ ペット火葬業者は自身で管理する埋葬施設を設備（設置）するよう改正法に明記してほしい（火葬依頼者は火葬だけでなく遺骨の埋葬も含めて依頼するケースが多く、その依頼に応じられないと遺骨を無分別に投棄してしまう危険がある。）。

#### 【日本動物霊園連合】

- 近年、動物火葬業者のトラブル等が多発しているが、この背景にはビジネスが不景気でも強いという方面で各新聞等でも取り上げられることによって、簡単に儲かると思い開業して経営状態が思うように上がらず、悪徳なことに走ってしまう循環になっている。
- ペットの火葬を依頼される方は、動物愛護の精神が強く、動物火葬業者も誠意を持って対応しなければならないと考える。
- 私たちは、動物火葬業者の意識向上を目指して、このたびの動物愛護管理法の改正で、動物取扱業としての枠組みの中で参加したいと考える（無法地帯といわれる動物火葬業者も動物愛護管理法の取り決めの中で、節度ある業務を行い、動物愛護精神を勉強し、理解することが必要と考える。）。

- 埼玉の事件だけでなく、人間を火葬車で証拠隠滅した事件、八王子や板橋の近隣トラブルなど、このようなトラブルは同業者として遺憾であり、業界の抜本的な見直しが必要と考える。
- 地方自治体でも条例等で規制がかかっている自治体もあるが、規制が弱い（条例ではなく要項など）自治体、まだ条例ができていない自治体もあるので、条例の作成を環境省から通達していただきたい。

#### 【日本ペット訪問火葬協会】

- 訪問火葬とは、ペットが亡くなるとお客様からの問い合わせが来て、自宅に訪問させていただき、その訪問先（例えば自宅の駐車場等）で火葬をして、火葬した後お骨を返す、という流れとなる。
- 火葬車は、今から 20 年ほど前、1990 年初頭にできて、その当時はペットの見送りを自宅でするなんてとんでもないという意見が強かったと思うが、最近はペットの飼育環境が整い、家族同様に見送りたい（火葬炉に入れるところから火葬炉から出してお骨を拾うところまで見届けたい）という気持ちに飼い主がなっていると考え。
- 火葬の対象となるペットは、犬猫以外にも、ハムスター、小鳥、フェレット、カメ、熱帯魚などもある。
- 火葬車業者の中には、粗悪な設備で火葬しているところも実際にはある。我々協会ではきちんとした設備で、きちんとした場所で火葬を行ってください、ということを指導している。
- 火葬を依頼される方々がちゃんと見送れる業者ということを区別するためにも、ある程度一線引いていただき、それに参加させていただきたいと考える。
- 道路交通法の問題については、当社としてはまず依頼者からの予約を受ける段階で、依頼者の駐車場などなるべく火葬する場所を確保してもらうことに努めている。協会のほうでも各業者に、そのように予約の段階で確認するよう対応させていただいている。
- （依頼者を悪徳業者から守るために）当協会は無料電話相談室を設けており、お客様からの質問に対応しているが、①火葬にかかる費用の総額が幾らか、②火葬炉に入れるところまで見届けられるのか、③火葬が終わったときにお骨拾いができるか、という3つを確認して依頼してくださいというふうに案内している。

#### 【全般的に】

##### 《全国の業者数、団体数》

- ペット霊園の数は全国でおよそ 600 ぐらいではないかと言われている。当協会ではそのうち会員全部で 71 のペット霊園が加入している。（全国ペット霊園協会）
- 本日の 3 団体の他に、2 つの団体があることを把握している。一つは寺院を中心とした団体、もう一つは資格を自分たちが出すということをしている団体。我々のペット霊園協会は、つい先月、それまでは 51 社で構成していた全国ペット葬祭業協会と、20 社で構成していた全国動物霊園協会の二つの協会を一つにしたもの。（全国ペット霊園協会）
- 全国の業者数は、はっきりとした数字は出せないが、ある雑誌の統計によると 500 とか 800 とか全くばらついた数字が上がっている。これは、1 社で幾つもの事業所名を持ち、電話番号

をインターネット上にたくさん事業所名を変えて公開していたり、電話してみたら同じ人が出てきたといったことも聞いている。当連合は全国で 67 社の賛同を得てつくっている連合団体。  
(日本動物霊園連合)

- 全国の業者数は、おおよその数で 600 ぐらいと伺っている。当協会の加盟者数は 11 社。(日本ペット訪問火葬協会)

#### 《依頼者が虐待している疑いがあった場合の対応》

- 虐待について、当連合とは別に当社（9年目）の件であるが、過去3回ほどあり、1体はすぐお付き合いしている獣医師に相談し、あと2体は県警に通報した。(日本動物霊園連合)
- 当社（長楽寺動物霊園）でも1件把握している。犬が活着ているのに葬儀の依頼をされた方がおり、その方の車のほうで犬をお返しし、車のナンバープレートを抑え、その方の明記された受付用紙のほうを警察に提出させていただいた。(日本動物霊園連合)
- 大事に飼われている方々を対象として火葬するが、実際にはそうでない方々もいる（虐待をして殺してしまった、悪い食べ物をあげてしまった等。）。気をつけていることは、伺った先で段ボール等の箱に入っているケースがあるが、必ず中身を確認して火葬することを心がけている。動物の遺体に損傷があったりする場面に立ち会うことはあるがそれをどこかに通報しているという事実はない。しかし証拠がしっかりとあるのであれば是非通報していきたいと考える。虐待だろうと予測される数は、当社は月間 300 近い火葬業務を行っているが、その中でほとんど1件はないというぐらいの比率と考える。(日本ペット訪問火葬協会)

#### 《関係法令について》

- (条例について) 横浜市の場合、横浜市小規模焼却炉設置基準というのが設けられており、移動火葬車、固定炉の業者を問わず、サイクロン（遠心力を利用して塵が煙突から外に出ない装置）をつけなさい、第2次燃焼室において800度以上で0.5秒以上の滞留時間を取りなさい、温度も連続的にとってその記録を3年間保存しなさい、などまだほかにもかなり細かい規定がある。大気汚染の関係でも、ダイオキシン、ばいじん濃度、塩化水素濃度、騒音、臭気などの項目について規定がある。(全国ペット霊園協会)
- (条例について) 当霊園連合で出した陳情書（2008年11月18日）を各都道府県の市町村レベルに送ったところ、27の議会が採択を決定した。ごく最近では、大垣市、相模原市、我孫子市、東村山市などでも条例の改正などが行われている。(日本動物霊園連合)
- 火葬炉に関しては、800度から1,000度まで高熱になり大変危険な行為になるので、こういったことも含めて動物愛護管理法の中で規制をかけていただくことを要望する。(日本動物霊園連合)

#### 《動物愛護管理法で規制することについて》

- 動物火葬埋葬業者をきちんと規制するのであれば、ダイオキシンの問題、大気汚染の問題、移動火葬車の問題等々を含めた専門の法律が必要と考えるが、動物愛護管理法の中では、動物愛護精神の関与、動物取扱業の種別追加を中心に進めていただくことを要望する。(日本動物霊園連合)

園連合)

- 当協会の場合では、新しく法律を作ってそこで管理するということまでは希望していない。この動物愛護管理法の中で管理していただいてこれで十分ではないかと考える。新しい法律を作ることに異論はないが、大変な労力と時間を要すると考えられ、少し足りない部分が仮にあっても今の動物愛護管理法の中に含めていただいて、大気汚染の数値までは仮に入らなくても時間的に早く私たちが追加業者となることのほうがよいと考える。(全国ペット霊園協会)

《移動火葬車について》

- 移動火葬車を反対する意見もあるが、移動火葬車の需要が多いという側面もある。移動火葬車は自宅に来てくれて火葬できるという出張のメリットがある。当社の本部の世田谷区では移動火葬車と設置式の火葬炉の両方があるが、その比率は、移動火葬は月間 210 から 220 件くらい、施設に持ってこられる方は 70 から 80 件くらいである。(日本ペット訪問火葬協会)
- 移動火葬車の需要が多ければ許されるということではないと考える。人間を火葬するのに移動火葬車というものはない。これは便利であるから許される、需要が多いから許されるということではなくて、やはりどこか踏みとどまらなければならない一線というものがあるように私どもは考えている。(全国ペット霊園協会)

## <業種追加の検討（(両生類・) 魚類販売業者の追加検討）>

【日本観賞魚振興事業協同組合】

- 当団体は、前身の日本観賞魚振興会が約 40 年ほど前に設立され、我々の業界の製造業の方々、魚の生産者、卸業の方々を主な会員として現在約 120 社の組合員がいる。会の法人化に伴い平成 20 年に日本観賞魚振興事業協同組合となった。
- 主な事業としては、①観賞魚の飼育・管理士制度実施に関する事業（販売等に携わる人材育成等のため組合員等の飼育・管理技術のレベルに応じた講習会、資格認定試験を実施。）、②観賞魚の共同宣伝に関する事業（観賞魚の PR、販売促進等。）、③観賞魚の環境保全に関する事業（観賞魚の池、川への遺棄防止のため、やむなく飼えなくなった飼育魚の引き取り制度を実施。）、④教育及び情報提供に関する事業（セミナー、講習開催等。）。
- 一言で観賞魚といっても、その中には金魚、錦鯉、熱帯性の淡水魚、熱帯性の海水魚、川魚がある。また、熱帯性、冷水性、淡水性、海水性などいろいろな種類の観賞魚がある。
- 動物愛護管理法が制定されたときに観賞魚は結局対象外になったような状況であり、その対象外になったときの理由というものが多分あったと思われる。
- 日本には江戸時代から金魚すくいや金魚の品評会というもの年間通して何百、大小合わせて何百と行われているが、そういったところに規制が入ってくると業務が今後難しくなるのではないかと懸念される方もたくさんいる。
- 業者登録という形で参加するというのは、業界としては別段反対も意見もないが、販売に関する説明責任が、仮に犬や猫と同等のような扱いになってくると、価格的に考えてもやはり商売的に難しくなるのではないかとこの考えを持っている方が大勢いる。

- （メダカや金魚などを販売する際の販売時説明について）現状では今は特に規制がないので、全ての販売店が同じような説明をしているとは言い切れないが、原則的に魚というものは水槽なり限られた空間でしか生きられないので、そういうものを小学生が買っていくとなると、水槽などの飼育設備が必要で、あれも必要、これも必要というような話があった上で、それなりの説明がされて販売されていくと思う。
- （観賞魚の遺棄の防止策について）当会として引き取り制度という形で、極力捨てられないように、捨てることを防ぎましょうということで事業を行っている。
- 今、現状、市場に出回っている魚の約9割が養殖魚であり、金魚は100%、コイもわずかな例外を除いてほとんど養殖。純粋培養の中で育てられたそういった養殖魚が野に放たれて生きていけるかという、我々の常識からいうと、温度変化等によりそう長くは生きられないと考えるので、最近テレビで報道されているほど（多摩川がアマゾンみたいになっているなど）深刻な事態ではないと考えている。
- 遺伝子組換え魚については、約4年ほど前に光る魚（メダカなど）が海外で流行り、日本にも輸入された例がいくつかあったが、我々の業界として、厳しく取り締まりましょう、としてその後当会に加盟している業者さんは輸入していない。
- 今回の動物愛護管理の制度の見直しの中で生態系保全に関する管理（遺棄、放流の対策等）を行うというのは少し違うのではないかという意見は我々の中でもある。
- UFOキャッチャーの中に観賞魚が入れているというのは我々も把握しているが、仮に取れた場合、あくまでも飼える人たちが持って帰るとのことと考えている。
- 熱帯魚をメインで販売している組合員が、爬虫類等も扱っているにもかかわらず無登録で販売しているというような事例は把握していない。
- （飼育の基準みたいなものを持っているか、について）特に業界としての基準というのは設けていない。業者としても魚が死んでしまうと商売にならないので、それなりの設備と技術を持った上で取り扱うというのが大前提。ただし、観賞魚飼育管理士という制度があり、これは人材育成、正しい飼育の啓蒙等の普及を行っていくものであるが、業界のスタンダードとして飼育方法のスタンダードを作り、この飼育管理士制度を通じて広めていっているところ。まだ2年目であるが400名を飼育士として認定、今後も増やしていきたい。
- （虐待について）魚の場合、何をもって虐待なのかということの定義がちょっとできないと思うし、我々もその辺がわからないというのがある。
- （死んだ魚の処理について）基本的には死んだ魚をすくいだし、ビニール袋にいれた後、それを冷凍させて、生ゴミとして廃棄している。

## <業種追加の検討（老猫・老犬ホームの追加検討）>

### 【猫の森(株)】

- 1992年から足かけ19年、キャットシッター（留守番している猫を訪問してお世話するという仕事）やっており、延べ5万匹の猫を見てきた。そうした中でお客様サイドからの相談もあり、飼い主が亡くなってしまって、猫を残して亡くなった場合、残された猫をどうするかとい

うことが、この猫の森をスタートしたきっかけ。

- 入会后、契約書を作成する。猫データとして、飼い主さんの基本情報、猫の年齢、性別、不妊手術、ワクチン接種、最近の血液検査、感染症を確認する。持病、ノミ、攻撃性、行動範囲、体重、特記すべき体の特徴、現在治療中であればその病気、投薬の内容、排便、通院が困難か容易か、他の猫との関係などをお客様としっかり相談する。また、食事の内容、好きなこと、苦手なことその他粗相癖がある、ビニールをかじる、不適切な場所での爪研ぎであるとか事前に知っておいて方がいいことを事細かに聞く。
- 葬儀、埋葬まで、これも一貫して責任をもって実施している。
- 契約を交わした猫の所有権は猫の森に移る。やっぱり引き取りたいという場合にはその都度相談に応じる。最初に受け取った 200 万円の使用した分を差し引いてお返しするようにしている。
- (契約書の保険代理人について) 前もって費用を支払う場合は代理人を立てなくていい、200 万円払ってくれば代理人はいらない、ということ。
- (コロナウイルスについて) 入居前に動物病院で診断証明書を付けてもらう。動物取扱業の保管業の登録もしているので、日々のチェックは厳重にやっている。(コロナウイルス陰性であってもストレス等で発症するケースがあった場合) 隔離は当然するが引き受けてしまったからの経費の請求はしない。
- (この種の業をやっている会社の数について) わからない。
- (実際に飼育を担当する人の動物愛護管理法に関する教育について) 残念ながら法律に関する教育はしていない。
- (火葬までという話があったことについて) 都内の場合は業者に頼んで火葬する。
- 依頼者の年齢は、30 代、40 代の一人暮らしの女性がほとんど。
- 動物取扱業の登録については、動物取扱業という言葉が適切かどうかはわからないが、何らかの基準、規制があったほうがありがたい。
- (人件費 960 万円について) 1 匹当たり年鑑 120 万円プラスアルファと考えている (設備や床面積等も踏まえた試算ということではない)。現時点で 10 頭程度いる。

### <業種追加の検討(動物愛護団体の追加検討)>

#### 【NPO法人日本動物生命尊重の会(A.L.I.S)】

- 最近、飼い主の飼育スタイルや生活スタイルに合わせて、様々なそれに合わせる職種が多数あり、そのような職種が今後ますます広がっていくと予想される。そうした中で愛護団体の登録については、これは愛護活動家のみでは片手落ちではないかと考える(老犬ホーム、老猫ホーム、ペットオークション業者、実験動物の生産業者などもあり、里親詐欺に遭わないように譲渡希望者へのリサーチには大変な労力を払っている。)
- ボランティア活動家については、業者と同じ基準ではなく、別枠での基準を設定していただきたいと考える。
- 東京都の登録制度は、モデルケースともいえるほど細目が非常に細かい。引き取った動物の

居場所、飼育者、鑑札登録番号、繁殖制限に関し手術日とどこでしたかということも全て届出の必要が義務付けられている（東京都から引き出した動物だけであり、その団体が直接個人から引き取った動物まで東京都に届ける義務があるということではない。）。譲渡が決まった動物に関しては、家族とその対象の動物と一緒に写った写真の提出、飼育環境の報告、住所、氏名、こういったところで飼うのか、ということも義務付けている。寄附行為をしているボランティアに対しては、毎月、会計報告の公開を義務付けている。かなり厳しく細やかではあるが、その分、かえって安心で、信頼は得られるのではないかと思う。東京都の譲渡団体はそういった意味で、他府県の団体と比べて社会的な信頼を得られていると思う。また、年に1回の講習会や勉強会もあり、団体同士の情報交換の場も与えられているので、おそらく日本で一番進んでいるのではないかと思われる。

- 愛護団体を登録制にするメリットは、登録後の研修会などの機会を通じてこれまで以上に知識を持てるようになる、愛護団体の劣悪飼育を改善指導しやすくなる。デメリットは、住所が公開されてしまうと、引き取り依頼や捨てられる心配が非常に高くなる。実際に、マスコミで取り上げられた後は相談ごとが通常より50%以上も多くなる。これを防ぐ対策が必要（行政や獣医師、訓練士などが協力して相談窓口を設ける、地域で愛護会を作り住民同士で協力や助け合いの出来る体制を作る、持込の子猫を減らすように不妊去勢手術の必要性を訴えていくなど）。
- （譲渡する場合に追跡できる仕組みがあるかどうかについて）申込のフォームというものがあり、わりと細かいいろいろな環境をお伺いする。それから電話をかけたりして本当にその方がそこに住んでいるかどうかを確認したり、また、動物は必ず自宅までお届けするというような会の規則になっている。ご家族全員と必ずお会いするという対応をしている。
- （動物愛護団体の定義について）動物を幸せにしなければ余り意味がないと思っている。いい悪いは別として、考え方の違いで、例えば一生ケージの中で暮らしても処分されるよりはいいのではないかといった考えの団体もある。それは動物に対しては、決して幸せな状態とは思わない。
- （動物愛護団体同士の連携について）愛護団体は考え方が本当に様々で、動物に対する思いや温度差も非常に開きがあることがあり、なかなか一致して何かをするという考え方が一致する接点がばらばら。
- （会の引き取りの形態について）引き取り後は基本的には一件一件預かりスタッフがおり、そこで家庭犬としてのしつけをしながら育てている。犬や猫は大体単独行動の動物でシェルターは向かないと思っている。シェルターは持っていない。
- （譲渡費用について）当会で引き取りを行うのはほとんど雑種の中型以上の犬、猫は成猫（小型犬などの純血種は他の団体が引き受けくれる。）。大きい分、医療費用などもかかってしまう。実費ではなく一律3万円としている。医療ケアはかなりしている。狂犬病予防注射も打っている。
- （飼育段階での問題点（悩み）について）当会に限ってのことかもしれないが、雑種の場合人気がないので滞在する期間が非常に長い。1、2年はざら。番犬として粗雑な扱いを受けていた犬は人間になつくのにかかる。その分費用もかかってしまう。

- （愛護団体を登録制にすることについて）動物を飼っていないで仲介をするなど実際に手元に動物がいない団体や、譲渡先の斡旋や、スポンサー制度を取り入れてこの子に寄附をお願いしますといったこともあるが、動物に関わる場所は全面的に登録する必要があると考える。